

第2次京都府飼養衛生管理指導等計画（別冊）

令和6年4月

最終更新令和7年3月

京都府

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 京都府の畜産業及び家畜衛生の現状

(1) 畜種別の飼養頭数

畜種	R6年		R元年		R6/R元年比(%)		全国	全国シェア
	戸数	頭羽数	戸数	頭羽数	戸数	頭羽数	頭羽数	%
乳用牛	47	3,723	51	3,786	92.2	98.3	131万頭	0.3
肉用牛肥育	32	3,894	28	4,483	114.3	86.9	162万頭	0.2
肉用牛繁殖	51	878	52	960	98.1	91.5	64万頭	0.1
養豚	67	12,565	31	10,797	216.1	116.4	880万頭	0.1
採卵鶏	327	1,629,439	382	1,659,079	85.6	98.2	168,599千羽	1.0
肉用鶏	39	553,843	38	509,999	102.6	108.6	144,859千羽	0.4
合 計	563	—	582	—	96.7	—	—	—

平成31年及び令和6年2月1日現在、畜産課調べ

(2) 家畜の地域別飼養状況

畜種	丹後		中丹		南丹		山城		合計	
	戸数	頭羽数	戸数	頭羽数	戸数	頭羽数	戸数	頭羽数	戸数	頭羽数
乳用牛	6	261	15	1,264	24	2,131	2	67	47	3,723
肉用牛肥育	4	70	3	568	23	3,222	2	34	32	3,894
肉用牛繁殖	12	397	20	204	19	277	0	0	51	878
養豚	1	8	11	33	15	12,404	40	120	67	12,404
採卵鶏	57	4,331	69	847,614	78	686,021	123	91,473	327	1,629,439
肉用鶏	2	37,100	9	444,129	19	70,375	9	2,239	39	553,843
合 計	82	—	127	—	178	—	176	—	563	—

令和6年2月1日現在、畜産課調べ

(3) 広域的な畜産関連事業施設（令和6年4月1日現在）

- ・ミルクプラント : 5社6工場
(南丹市3、京丹後市1、八幡市1、京田辺市1)
- ・家きんふ卵場 : 3施設(京都市、亀岡市、宇治市)
- ・家畜市場 : 1施設(福知山市)
- ・死亡家畜焼却施設 : 1施設(南丹市)
- ・飼料会社 : 3社(宮津市、南丹市、亀岡市)
- ・食鳥処理施設 : 3施設(京丹後市、福知山市、京都市)
- ・食肉処理施設 : 2施設(亀岡市、京都市)
- ・液卵工場 : 1施設(綴喜郡井手町)

Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 京都府内の伝染性疾病発生状況（過去３年間：令和３年～令和５年）

○家畜伝染病

伝染病の 種 類		流行性 脳炎		ヨーネ病		ヨーネ病		豚熱		高病原性 鳥インフルエンザ [※]		腐蛆病	
家畜の種類		豚		牛		山羊		豚、いのしし		鶏、あひる、 うずら、だち よう、ほろほ ろ鳥		みつばち	
		戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数
京 都	R5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	R4	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－
	R3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
全 国	R5	2	4	471	1,060	8	27	4	11	38	94	16	56
	R4	1	1	519	1,147	6	18	9	29	66	255	26	106
	R3	－	－	446	957	3	42	15	43	28	167	33	110

○届出伝染病

届出伝染病 の種類		牛伝染性 リンパ腫		牛ウイルス性 下痢		サルモネラ症		豚丹毒		伝染性フアブ リキス嚢病		マレック病		鶏伝染性 喉頭気管炎		アカリ ダニ症	
家畜の種類		牛		牛		豚		豚		鶏		鶏		鶏		みつばち	
		戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数
京 都	R5	9	24	1	1	－	－	2	3	1	6	－	－	－	－	1	1
	R4	14	26	－	－	3	8	2	3	－	－	1	1	－	－	2	4
	R3	20	34	－	－	6	41	2	4	－	－	－	－	2	5	2	2
全 国	R5	2317	4493	70	172	77	140	231	900	12	76	82	21,106	9	43	86	108
	R4	2,182	4,334	76	119	76	158	249	915	4	16	59	11,392	16	74	75	94
	R3	2,179	4,375	109	235	81	223	255	1,095	13	205	62	8,215	8	27	89	142

(2) 家畜ごとの家畜の伝染病疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	・口蹄疫:発生なし	・伝播力が強く、治療薬がないため、まん延すれば、畜産業の生産性を低下させ、地域経済に影響する。 ・万一の発生に備えた初動防疫の整備が課題
	・ヨーネ病:R4年1件発生あり(導入時に摘発)	・治療法、ワクチンがない。 ・感染から発症までの潜伏期間が長いいため、農場内にまん延し易い。 ・農場内への侵入防止対策の徹底が課題
	・牛伝染性リンパ腫(牛白血病):毎年発生	・治療薬、ワクチンがない。 ・感染すると持続感染牛が多いため、症状を示さず農場内にまん延し易い。 ・平時からの感染防止対策の維持が課題
山羊	・山羊関節炎・脳炎:R元 1件発生あり	・潜伏期間が長く、症状を示さない場合は発見されず、確実な対策が困難であることが課題 ・発生農場はまん延防止対策と定期的な浸潤状況の確認が必要
豚	・豚熱 飼養豚:発生なし 野生いのしし:R2 18頭 R3 92頭 R4 10頭	・感染力、致死率が高い。 ・ワクチン接種に頼らない飼養衛生管理の徹底の維持と野生いのししの感染を消滅させることが課題
	・サルモネラ症:過去6年間で 71 例をと場で確認	・子豚等での発生はないが、と畜場で確認されるため、感染時期の解明や常在化させない場内の消毒強化など防疫体制の確立が課題
家きん	・高病原性鳥インフルエンザ 家きん:H16 2～3月 2戸発生以降発生なし 飼養鳥:H28 コブハクチョウ 7羽 野鳥:H16 カラス 7羽 H23 ハヤブサ 1羽 R4 ノスリ 1羽	・伝染力が強く、致死率が高い、経済損失が大きい。 ・国の疫学調査からウイルスの鶏舎への侵入経路等の指摘に対する対応が課題
みつばち	・腐そ病:H30 1件、R元 1件発生あり	・安心、安全な蜂蜜の提供のため、感染を予防する飼養衛生管理の徹底が課題

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 指導等に関する基本的な方向

○各家畜別の飼養衛生管理基準

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を行うため、飼養衛生管理基準は、家畜の飼養に係る衛生管理の方法として家畜の所有者が守るべき基準で、飼養する各家畜別で詳細が設定されている。

- ① 飼養衛生管理基準（豚、いのしし）
- ② 飼養衛生管理基準（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊）
- ③ 飼養衛生管理基準（鶏その他家きん）
- ④ 飼養衛生管理基準（馬）

○定期報告（家畜伝染病予防法第12条の4第1）

飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生状況並びに基準の遵守状況を自己点検し、本府の家畜保健衛生所に提出する義務がある。

定期報告は指定様式により提出し、期限は、畜種ごとに以下のとおり（様式第14号）

- ① 牛、豚、馬、水牛、鹿、めん羊、山羊及びいのししの所有者は、毎年4月15日までに提出

様式：飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況
（牛、豚、馬、水牛、鹿、めん羊、山羊及びいのししの場合）

- ② 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者は、毎年6月15日までに提出

様式：飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況
（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合）

(2) 指導等の実施に関する基本的な方向

○飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

基準の遵守に当たっては、日頃から家畜伝染病予防法に基づく検査や指導を行っている家畜保健衛生所の家畜防疫員が、提出された定期報告や自己点検を踏まえ、農場ごとに異なる飼養衛生管理状況を的確に把握した上で、当該農場の飼養衛生管理が基準を満たしているかどうかを「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」に基づき判断し、適切に遵守されていない場合には、改善策を具体的に示し指導します。

- ① 飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（豚、いのししの場合）
- ② 飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊の場合）
- ③ 飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合）
- ④ 飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（馬の場合）

第二章 家畜伝染性疾病的発生状況等の情報収集に関する事項

I 実施方針

○全国サーベイランス

「令和7年度家畜伝染病予防事業における全国的サーベイランスの実施」

発生予防対象疾病及び発生予察対象疾病

牛：ブルセラ症及び結核、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、アルボウイルス感染症

めん羊及び山羊：伝達性海綿状脳症

豚等：オーエスキー病、豚熱、アフリカ豚熱

鶏等：高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

○地域的サーベイランス

発生予防対象疾病及び発生予察対象疾病

牛：牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢

めん羊及び山羊：山羊関節炎・脳炎

豚等：豚流行性下痢、豚繁殖・呼吸障害症候群

鶏等：家きんサルモネラ症、ニューカッスル病、鳥マイコプラズマ症

○告示

京都府告示第596号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項及び第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生を予防し、又は予察するための検査及び注射を次のとおり実施する。

※実施する区域：府内一円 実施の期日：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

区 分	実施の目的	実施する区 域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	実施の方法
ブルセラ症検査	牛のブルセラ症発生予防のため	〃	牛	〃	臨床検査、疫学的検査及び血清学的検査
結核検査	牛の結核発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査、疫学的検査及びツベルクリン検査
ヨーネ病検査	牛、めん羊、山羊のヨーネ病発生予防のため	〃	牛、めん羊、山羊	〃	臨床検査、血清学的検査、細菌検査、ヨーニン検査及びリアルタイムPCR法による検査
伝達性海綿状脳症検査	牛、めん羊、山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため	〃	〃	〃	臨床検査
			牛の死体（牛海綿状脳症特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定により届出をするものに限る。）、めん羊又は山羊の死体（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項第6号に規定するものに限る。）		エライザ法による検査、ウェスタンブロット法による検査及び免疫組織学的検査
牛伝染性リンパ腫検査	牛伝染性リンパ腫発生予防のため	〃	牛	〃	臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査
サルモネラ症検査	牛、めん羊、山羊、豚、鶏、あひるのサルモネラ症発生予防のため	〃	牛、めん羊、山羊、豚、鶏、あひる	〃	血清学的検査及び細菌検査

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項(重点事項)	実 施 計 画		
		指導等を実施する地域、時期等		実施の方法
		地域	時期	
全家畜共通	・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの従事者等への周知徹底 ・野生動物の侵入防止 ・衛生管理区域の適切な設定 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・農場退出時の消毒 ・記録の作成及び保管 ・埋却地の確保等に必要の事前準備を進めるよう指導・助言	・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸	- 毎年 - 毎年 - 毎年 - 毎年 - 毎年 - 毎年 - 毎年	- 巡回時に確認(年1回以上) - 巡回時に確認(年1回以上) - 巡回時に確認(年1回以上) - 巡回時に確認(年1回以上) - 巡回時に確認(年1回以上) - 巡回時に確認(年1回以上) - 巡回時に確認(年1回以上)
牛	・ブルセラ症及び結核清浄性維持サーベイランス ・ヨネ病の清浄性確認 ・BSE を疑う症状を呈した死亡牛等の BSE 検査の推進 ・ウイルス性異常産発生予防 ・牛伝染性リンパ腫の早期清浄化 ・各種ウイルス感染症の効果的な発生予察 ・特定症状が確認された場合の早期通報	・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸	- 毎年 3年ごと - 毎年 - 年4回 - 毎年 - 毎年 - 毎年	- 抗体検査等 - 抗体検査等 - 抗原検査等 - 抗体検査、病理検査等 - 抗体検査等 - 抗体検査 - 巡回時に確認(年1回以上)
豚及びいのしし	・加熱処理済みの飼料利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止	・府内全戸 ・府内全戸	- 毎年 - 毎年	- 巡回時に現地確認(1回/月) - 巡回時に確認(年1回以上)

	・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・畜舎外での病原体による汚染防止 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・飼養豚への豚熱ワクチン接種 ・飼養豚の豚熱ワクチン免疫付与状況確認検査 ・野生いのししの豚熱・アフリカ豚熱検査 ・オーエスキー病の清浄度確認 ・豚丹毒、PRRS 及び PED の発生予察	・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸 ・府内一円 ・府内全戸 ・府内全戸	- 毎年 - 毎年 - 毎年 - 毎年 - 毎年 - 毎年 - 毎年 - 毎年 - 毎年 - 毎年	- 巡回時に確認(年1回以上) - 巡回時に確認(年1回以上) - 巡回時に確認(年1回以上) - 巡回時に確認(年1回以上) - 巡回時に確認(年1回以上) - 初回接種から6か月後に1回、その後1年ごとに接種抗体検査 - 抗原・抗体検査等 - 抗体検査等 - 抗体検査
鶏 あひる うずら きじ だちょう ほろほろ 鳥 及び 七面鳥	・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・家きん舎の数に応じた手指消毒設備の設置若しくは交差汚染を防ぐ手順での手袋・長靴の更衣 ・家きん舎周辺の整理・整頓、野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報基準について従業員への周知 ・特定症状が確認された場合の早期通報	・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸 100羽以上 ・府内全戸 ・府内全戸 ・府内全戸	- 毎年 - 毎年 - 毎年 毎年 - 毎年 - 毎年 - 毎年	- 巡回時に確認(年1回以上) - 巡回時に確認(年1回以上) - 巡回時に確認(年1回以上) 巡回時に確認(年5回以上) - 巡回時に確認(年1回以上) - 巡回時に確認(年1回以上) - 緊急立入時に確認(随時)

	・高病原性鳥インフルエンザの監視強化、早期発見、早期摘発	・府内全戸	毎年	ウイルス分離及び抗体検査等
鶏	・家きんサルモネラ症 ・ニューカッスル病及び鳥マイコプラズマ症の発生予防とワクチネーションの推進指導	・府内全戸 ・府内全戸	毎年 毎年	抗体検査等 抗体検査等、巡回時に指導
馬	・器具の定期的な清掃又は消毒	・府内全戸	毎年	巡回時に指導

第四章 家畜の所有者等が行う自主的措置の強化に関する事項

○農場毎の「飼養衛生管理マニュアル」の作成

農場で実施している衛生対策を見える化した上で、関係者間（農場の従事者や外部従事者）への実践を図るために農場自ら作成し、家畜の所有者の責務や本基準を現場で徹底するための取組

- ① 飼養衛生管理マニュアル例(畜産農家)
- ② 飼養衛生管理マニュアル例（小規模農家向け）

(例)

令和〇年〇月〇日	
〇〇農場 飼養衛生管理マニュアル	
本農場の従事者及び衛生管理区域に出入りする者が行う衛生対策の方法は、このマニュアルに従うこと。	
1. 農場外での対策	
○農場外の家畜等の取扱い禁止	P1
○海外からの肉製品の持込み禁止	P2
○海外渡航時及び帰国後の対策	P3
○農場内への不適切な物品の持込みの禁止及び工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組	P4
○愛玩動物の飼育禁止	P5
2. 衛生管理区域に入る際の対策	
○入場時の動作フロー	P6
○車両入場時の動作フロー	P7
3. 衛生管理区域の管理及び対策	
○衛生管理区域内の整理・整頓	P8
○飼料対策（野生動物の誘引防止対策）	P9
○飲水対策（「飲用に適した水」の確保）	P10
○野生動物の侵入防止対策	P11
○死に豚等への野生動物の接触防止対策	P12
○ねずみ対策	P13
4. 衛生管理区域から出る際の対策	
○出荷デポにおける交差汚染防止対策	P14
○退場時の動作フロー	P15
○車両退場時の動作フロー	P16
(別添)作業手順(SOP)及び緊急連絡先	
〇〇農場 飼養衛生管理者 〇〇 〇〇	

野生動物の侵入防止対策	
衛生管理区域外周の見回り	
○毎週●曜日【記載】従事者名 が、衛生管理区域の外周を見回り、野生動物の痕跡(糞、足跡、掘り返し跡等)がないか確認する。確認された場合、【記載】飼養衛生管理者名 に報告後、作業日誌にも記録する。	
衛生管理区域出入口の扉や畜舎入口のカーテン	
○衛生管理区域出入口の扉は車両の入退時以外は常時閉め切りとする。	
○畜舎のカーテンは、畜舎出入り時以外は常時閉め切りとする。	
	
防護柵・防鳥ネット	
毎週●曜日、【記載】従事者名 が防護柵と防鳥ネットの破損がないか見回りを行う。破損があった場合は、衛生管理区域内に備えてある道具や材料を使って補修し、【記載】飼養衛生管理者名 に報告後、作業日誌にも記録する。	
	
11	

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

○飼養衛生管理者の選任（家伝法第12条3の2）

飼養衛生管理者は、衛生管理区域における飼養衛生管理の責任者で、従業員など家畜に普段から接する全ての者が、飼養衛生管理基準を理解し、適正飼養衛生管理を実施、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を徹底することが業務

- ① 衛生管理区域に出入りする者の管理（チェック、指導等）
- ② 従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等
- ③ 国・本府から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

※1頭でも対象動物を飼養している場合、畜産農家に関係なく、ペットや研究用、動物園の公開用であっても選任が必要

○年間指導スケジュール

月 日	家畜飼養農場 (飼養衛生管理者等)	家畜保健衛生所の家畜防疫員による確認・指導等			
		牛	豚	鶏	その他
R6. 2月	定期報告作成 飼養衛生管理基準遵守 の自己点検	※家畜伝染病の発生状況等を踏まえ、 各種家畜の指導時期・内容を変更し、 次年度の年間計画を作成。			
R6. 3月					
R6. 4月	定期報告提出(4/15) (牛・豚等の家きん以外)	定期検査（5条）繁殖検診等で、計画的 全飼養農場を四半期 に必ず1回は巡回 し、飼養衛生管理基 準遵守状況を確認	予防注射（6条）等 で、計画的全飼養農 場を四半期に必ず1 回は巡回し、飼養衛 生管理基準遵守状況 を確認	防疫指針に基づく、 定点・強化モニタリ ング又は千羽以上家 きん農家を四半期1 回以上巡回し、飼養 衛生管理基準遵守状 況を確認	立入時（臨時）の場 合、飼養衛生管理指 導状況を確認し、指 導を実施
R6. 5月					
R6. 6月	定期報告提出(6/15) (家きん)				
R6. 7月	家畜防疫員からの指導	具体的に遵守 内容を指導	具体的に遵守 内容を指導	（農家情報を確認）	
R6. 8月	指導内容を農家マニ ュアル等に反映し、改善 計画を策定・実行			小規模家きん飼養者 のHPAI巡回を行 い、基準遵守を確認 指導 (8月～10月) フォロー巡回で確認 (国へ遵守状況提出)	
R6. 9月					
R6. 10月					
R6. 11月	家畜防疫員に改善確認 または助言	指導内容を確認し、農家マ ニュアルに反映させる	指導内容を確認し、農家マ ニュアルに反映させる	強化巡回：100羽以 上家きん飼養者に対 し、1回/月以上し監 視を強化 (10～3月)	
R6. 12月	改善				
R7. 1月		遵守指導農場の 重点指導を実施 (1～3月)			
R7. 2月	定期報告作成 飼養衛生管理基準遵守 の自己点検	(国へ遵守状況提出)	(国へ遵守状況提出)		
R7. 3月					
R7. 4月	定期報告提出(4/15) (牛・豚等の家きん以外)	※家畜伝染病の発生状況等を踏まえ、 各種家畜の指導時期・内容を変更し、 次年度年間計画を作成。			
R7. 5月					
R7. 6月	定期報告提出(6/15) (家きん)				

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	開催時期	事務局	協議内容
京都府家畜衛生連絡協議会 (仮称)	・府畜産課 ・府家畜保健衛生所 ・府畜産センター ・府農村振興課 ・府振興局 ・市町村 ・農業協同組合 ・農業共済組合 ・衛生指導協会 ・畜産振興協会 ・府獣医師会 ・府養豚協議会 ・府猟友会	毎年5月	府畜産課	・飼養衛生管理基準の制度内容 ・飼養衛生管理基準遵守の現況 ・国等からの飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有 ・家畜所有者への研修会、説明会の検討 ・発生時の人員及び資材等の融通 ・焼却や埋却地の確保等の連携強化に関する協議 ・野生動物からの感染防止対策に関する協議、浸潤状況調査等の防疫措置の実施に係る相互連携 ・家畜伝染病の発生状況に伴う、発生予防とまん延防止のため、役割分担、情報共有や支援体制の構築
地域家畜衛生連絡推進会議	・管内家保 ・管内市町村 ・管内畜産関係団体 ・管内畜産関連事業者	毎年6～7月	山城家保 南丹家保 中丹家保 丹後家保	・協議会の内容と同様
指導計画検討協議会(仮称)	・府畜産課 ・府家畜保健衛生所 ・府畜産関係団体 ・府畜産関連事業者	指導計画策定・改正時	府畜産課	・指導計画の策定・改正内容の協議